

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年7月19日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 意見の対象となった届出に係る公告  
平成28年3月11日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
2. 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
新鮮市場きむら春日店  
高松市木太町字中浜2794番 外
3. 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
該当なし
4. 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
  1. 【意見の概要】
    - ①きむら春日店敷地内業務用専用駐車場予定地
    - ②きむら春日店敷地内来客用駐車場予定地
    - ③きむら春日店敷地内来客用駐車場予定地
    1. 上記①、②、③の駐車を前向き駐車としかつアイドリング禁止として頂きたい。
    - 1- 上記駐車場に隣接するフェンスを目隠しフェンスとし、高さ2m以上として頂きたい。
    2. 農道からの出入口を閉鎖
    3. 業務用車両及び従業者駐車場への出入りの時間帯を明記して頂きたい。
    4. 建物に必要とする室外機の設置場所を建物北面と聞いているが、北西の妻側面寄せとして頂きたい。  
また、防音仕様として頂きたい。
    5. 敷地西側駐車場(現況図面では従業員駐車場)の出入りも県道からの来客と同じ侵入として頂きたい。
    6. 県道からの駐車場侵入は右折禁止として県道へのポール設置等の措置を行って頂きたい。
    7. 地域へのCSR活動の実施を求める。

【1の理由】

近隣住民への騒音及び排ガスへの配慮の為。

【1-2の理由】

近隣住民のプライバシー保護の為。

【2の理由】

農道に隣接する家屋の私道が存在し、農道からの出入りを可とすることにより、農道以外の私道の歩行、ゴミ、及び私道に違法駐車、違法駐輪等が出る為。

【3の理由】

近隣住民の安眠保護の為。

【4の理由】

近隣住民への安眠確保及び騒音障害防止策として。

【5の理由】

周辺の子供の通学路に同敷地西側は指定されており、通学児童の安全確保のため。

【6の理由】

右折侵入は禁止としないと近隣住民の家屋へ進入が困難となる。(渋滞が予想される)

【7の理由】

スーパーが出来、利便性は向上するものの、周辺への不法なごみ等廃棄が想定され、周辺住民の生活への悪影響が想定されるため。

2. 【意見の概要】

西側市道からも地域住民の自動車及び歩行者が出入りできる場所を設けてほしい。

**【理由】**

きむら春日店ができることは非常にうれしく、住民としては早期に開店していただけることを望みます。

しかし、西側道路には出入口がなく、地域のものが車でお店に直接行けないことを知り残念です。

西側道路は道幅が狭いため、交通問題を考えて計画されたのだと思いますが、地域住民の生活を考えていただけるのであれば、西側道路からも車で入ることが出来るよう検討してください。

できることならば、近隣住民が西側道路側の従業員用駐車場の一部を使用できるよう開放していただければありがたいです。

なぜならば、西側住民は県道に回ってからお店に行くことになり、同じ方向に帰ることもできません。

西側住民にとっては、とても不便です。

3. **【意見の概要】**

西側市道からも地域住民の自動車及び歩行者が出入りできる場所を設けてほしい。

**【理由】**

きむら春日店ができることは非常にうれしく、住民としては早期に開店していただけることを望みます。

しかし、西側道路には出入口がなく、地域のものが車でお店に直接行けないことを知り残念です。

西側道路は道幅が狭いため、交通問題を考えて計画されたのだと思いますが、地域住民の生活を考えていただけるのであれば、西側道路からも車で入ることが出来るよう検討してください。

できることならば、近隣住民が西側道路側の従業員用駐車場の一部を使用できるよう開放していただければありがたいです。

なぜならば、西側住民は県道に回ってからお店に行くことになり、同じ方向に帰ることもできません。

西側住民にとっては、とても不便です。

4. **【意見の概要】**

西側市道からも地域住民の自動車及び歩行者が出入りできる場所を設けてほしい。

**【理由】**

きむら春日店ができることは非常にうれしく、住民としては早期に開店していただけることを望みます。

しかし、西側道路には出入口がなく、地域のものが車でお店に直接行けないことを知り残念です。

西側道路は道幅が狭いため、交通問題を考えて計画されたのだと思いますが、地域住民の生活を考えていただけるのであれば、西側道路からも車で入ることが出来るよう検討してください。

できることならば、近隣住民が西側道路側の従業員用駐車場の一部を使用できるよう開放していただければありがたいです。

なぜならば、西側住民は県道に回ってからお店に行くことになり、同じ方向に帰ることもできません。

西側住民にとっては、とても不便です。

5. 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成28年7月19日から同年8月19日まで